記入例1. 日本人同士が日本方式で離婚する場合

修正液などは使えません。書き間違えた場合は二重線を引いて二重線にかかるように印鑑又は右手の親指の拇印を押して下さい。

日本人の場合印鑑又は右手の親指の拇印

外国人の場合はカタカナで、ラスト，ファーストミドルの順で

外国人の場合はここに直筆のサイン

離　婚　届

平成　年　月　日届出

大使
総領事　殿

(1)	氏名（よみかた）	夫 やまだ（氏）　たろう（名）	妻 やまだ（氏）　たかこ（名）	
	生年月日	高山田（氏）　太郎（名）	山田（氏）　たか子（名）	
		昭和XX 年 3 月 14 日	昭和XX 年 4 月 23 日	
	住所	アメリカ合衆国ニューヨーク州スカースデール村センター通り12 番地 番 号	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市72丁目1 番地 番 号	
		世帯主の氏名 山田太郎	世帯主の氏名 山田たか子	
(2)	本籍（夫または妻が外国人のときはその国籍）	埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目1 番地 番		
		筆頭者の氏名 山田太郎	（□夫 □妻 の国籍）	
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	夫の父 山田一郎　続き柄 二 男	妻の父 高橋隆夫　続き柄 長 女	
		母 花子	母 道子	
(3)(4)	離婚の種別	✓協議離婚	□和解 年 月 日成立	
		□調停 年 月 日成立	□請求の認諾 年 月 日認諾	
		□審判 年 月 日確定	□判決 年 月 日確定	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ✓妻 は ✓もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる		
		東京都千代田区霞が関五丁目2 番地 番	筆頭者の氏名 高橋隆夫	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 山田花子	
(6)(7)	同居の期間	昭和XX 年 1 月から（同居を始めたとき）	平成XX 年 4 月まで（別居したとき）	
(8)	別居する前の住所	アメリカ合衆国ニューヨーク州スカースデール村センター通り12 番地 番 号		
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯		
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）		
		夫の職業	妻の職業	
	その他			
	届出人署名押印	夫 山田太郎 印	妻 山田たか子 印	
	事件簿番号			

（届出人の連絡先及び電話番号　　）

元号で。

本籍地はダッシュ（－）などを使わず戸籍のとおりに

新しい戸籍をつくる場合は、事前に市町村役場に地番の確認が必要。又婚姻後も現在の氏を称したい場合はこの欄は何も記載しない。

印鑑又は右手の親指の拇印

欄外に住所と電話番号を英語で

12 Center Street,
Scarsdale, NY 10000
Tel:212-371-8222

証人（日本法による協議離婚のときだけ必要です）		
署名押印	岩田いわお 印	ジョンソン，ジョンマイケル
生年月日	昭和 XX 年 1月 1 日	19XX 年 2月 1 日
住所	アメリカ合衆国ニュージャージー州フォートリー町チャック通り1 番地 番 号	アメリカ合衆国ニューヨーク州オイスターベイ町ヒックスビルマイヤーズ通り81 番地 番 号
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 番	アメリカ合衆国 番地 番

外国人の場合は国籍

記入の注意

書いてください。
ますので，鉛筆や消えやすいインキで書かないで

きは，日本人について本籍と筆頭者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書き，
にその国籍を書いてください。

ときは，母の氏は書かないで，名だけを書いてください。
ように書いてください。

4. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは，それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。

または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚した
ら判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。な
きは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不
要ですが，外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また，「その他」欄には，協議離婚したときは，離婚確定年月日及び離婚の方式を，離婚判決による場合は，離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。

9. 夫婦がともに日本人のときは，届書2通（復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき，または，新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通），夫婦の一方が外国人のときは，届書2通出してください。

10. 戸籍謄本2通（うち1通はコピーでもよい）が必要ですので，あらかじめ用意してください。

11. 届出人や証人の署名は，はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお，外国人が外国語で署名する場合は，その「よみかた」をカタカナで併記してください。

（統計法に基づく基幹統計調査，厚生労働省所管）にも用いられます。

はまるものにしるしをつけてください。
（面会交流）
□取決めをしている。
□まだ決めていない。
（養育費の分担）
□取決めをしている。
いない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは，面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には，子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。